

戸田市都市景観条例新旧対照表

改正前	改正後(案)
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—第8条)</p> <p>第2章 景観計画の策定等 (第9条・第10条)</p> <p>第3章 景観計画区域内の行為の制限等 (第11条—第16条)</p> <p>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等 (第17条—第20条)</p> <p>第5章 地区指定による景観形成の推進</p> <p> 第1節 地区の指定 (第21条)</p> <p> 第2節 景観づくり推進地区 (第22条—第24条)</p> <p> 第3節 景観づくり協定地区 (第25条—第28条)</p> <p> 第4節 指定地区内の景観形成 (第29条—第33条)</p> <p>第6章 三軒協定による景観形成 (第34条—第38条)</p> <p>第7章 景観形成の普及啓発・支援 (第39条・第40条)</p> <p>第8章 都市景観アドバイザー (第41条)</p> <p>第9章 都市景観審議会 (第42条—第44条)</p> <p>第10章 雑則 (第45条)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p> 第1章 総則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則 (第1条—第8条)</p> <p>第2章 景観計画の策定等 (第9条—第11条)</p> <p>第3章 景観計画区域内の行為の制限等 (第12条—第18条)</p> <p>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等 (第19条—第22条)</p> <p>第5章 地区指定による景観形成の推進</p> <p> 第1節 地区の指定 (第23条)</p> <p> 第2節 景観づくり推進地区 (第24条・第25条)</p> <p> 第3節 景観づくり協定地区 (第26条—第29条)</p> <p> 第4節 指定地区内の景観形成 (第30条—第35条)</p> <p>第6章 三軒協定による景観形成 (第36条—第40条)</p> <p>第7章 景観形成の普及啓発・支援 (第41条・第42条)</p> <p>第8章 景観協定 (第43条)</p> <p>第9章 都市景観アドバイザー (第44条)</p> <p>第10章 都市景観審議会 (第45条—第47条)</p> <p>第11章 雑則 (第48条)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p> <p> 第1章 総則</p>

改正前	改正後(案)
<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工作物 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「<u>建基法</u>」という。)第88条第1項に規定する工作物で<u>広告物</u>以外のもの及び規則で定めるものをいう。</p> <p>(3) 地区計画 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「<u>都計法</u>」という。)第12条の5第1項の地区計画をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市、市民及び事業者は、地域社会の構成員としての意識を<u>はぐくみ</u>、相互に協力し地域の特性をいかした景観形成の推進を図るものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市、市民及び事業者は、<u>すべての</u>人々が快適に感じられる人に優しい景観形成の推進を図るものとする。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>第2章 景観計画の策定等</p> <p>(景観計画の策定等)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 工作物 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「<u>建基法</u>」という。)第88条第1項に規定する工作物で<u>広告塔及び広告板</u>以外のもの及び規則で定めるものをいう。</p> <p>(3) 地区計画 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第1項の地区計画をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 市、市民及び事業者は、地域社会の構成員としての意識を<u>育み</u>、相互に協力し地域の特性をいかした景観形成の推進を図るものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市、市民及び事業者は、<u>全ての</u>人々が快適に感じられる人に優しい景観形成の推進を図るものとする。</p> <p>第4条～第8条 (略)</p> <p>第2章 景観計画の策定等</p> <p>(景観計画の策定等)</p>

改正前	改正後(案)
<p>第9条 市長は、法第8条第1項の景観計画（以下「戸田市景観計画」という。）を策定又は変更しようとするときは、法第9条第2項の規定による戸田市都市計画審議会の意見を聴く前に、戸田市都市景観審議会の意見を聴くものとする。</p> <p><u>2 市長は、戸田市景観計画を策定又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、戸田市景観計画の案を公衆の縦覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>3 市民は、前項の縦覧があったときは、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。</u></p> <p>（計画提案に対する判断等）</p> <p><u>第10条</u> 市長は、法第12条の<u>景観計画</u>の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断するときは、あらかじめ戸田市都市景観審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>第3章 景観計画区域内の行為の制限等</p> <p>（届出を要しない行為）</p> <p><u>第11条</u> 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p><u>第12条</u> （略）</p>	<p>第9条 市長は、法第8条第1項の<u>規定により</u>景観計画（以下「戸田市景観計画」という。）を策定し、<u>又は変更（規則で定める軽微な変更を除く。）</u>しようとするときは、法第9条第2項の規定により戸田市都市計画審議会の意見を聴く前に、<u>第45条に規定する</u>戸田市都市景観審議会の意見を聴くものとする。</p> <p><u>（計画提案をすることができる団体）</u></p> <p><u>第10条</u> 法第11条第2項の条例で定める団体は、<u>第26条の規定により認定された景観づくり協議会とする。</u></p> <p>（計画提案に対する判断等）</p> <p><u>第11条</u> 市長は、法第12条の<u>規定により</u>戸田市景観計画の策定又は変更をする必要があるかどうかを判断するときは、あらかじめ戸田市都市景観審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>第3章 景観計画区域内の行為の制限等</p> <p>（届出を要しない行為）</p> <p><u>第12条</u> 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、<u>同条第1項第3号に規定する行為及び別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>第13条</u> （略）</p>

改正前	改正後(案)
<p>第13条～第15条 (略)</p> <p>(完了等届)</p> <p>第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者が、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。当該届出に係る行為を中止したときも同様とする。</p> <p>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等</p> <p>第17条～第20条 (略)</p> <p>第5章 地区指定による景観形成の推進</p>	<p>(事前協議)</p> <p>第14条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による協議を行うときは、第44条に規定する戸田市都市景観アドバイザーの意見を聴くものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により協議があった場合において、景観形成を推進するために必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な配慮を行うよう求めることができる。</p> <p>4 市長は、景観形成を推進するために必要があると認めるときは、第2項の規定により聴取した戸田市都市景観アドバイザーの意見を公表することができる。</p> <p>第15条～第17条 (略)</p> <p>(完了等届)</p> <p>第18条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項後段の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。当該届出又は通知に係る行為を中止したときも同様とする。</p> <p>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等</p> <p>第19条～第22条 (略)</p> <p>第5章 地区指定による景観形成の推進</p>

改正前	改正後(案)
<p>第1節 地区の指定</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>第2節 景観づくり推進地区 (景観づくり推進地区の指定)</p> <p><u>第22条</u> 市長は、景観計画区域のうち、景観形成を重点的に推進する必要があると認める地区を、景観づくり推進地区として指定することができる。</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の規定により景観づくり推進地区を指定しようとするときは、あらかじめその旨を告示し、当該地区の区域及び<u>景観形成の目標</u>の案を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p><u>3～4</u> (略)</p>	<p>第1節 地区の指定</p> <p><u>第23条</u> (略)</p> <p>第2節 景観づくり推進地区 (<u>景観づくり推進地区の指定及び景観づくり推進計画の策定</u>)</p> <p><u>第24条</u> 市長は、景観計画区域のうち、景観形成を重点的に推進する必要があると認める地区を、景観づくり推進地区として指定することができる。<u>この場合において、市長は、当該地区の景観形成の目標、方針及び基準（以下「景観づくり推進計画」という。）を定めなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項後段の基準には、次に掲げる事項のうち当該地区の景観形成に必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>建築物又は工作物の規模、形態、意匠及び敷地内における位置に関する事項</u></p> <p>(2) <u>屋外広告物の位置又は形態、面積、意匠、その他表示方法に関する事項</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>3 <u>市長は、景観づくり推進計画を定めるに当たっては、説明会その他の方法により関係住民の意見を聴かななければならない。</u></p> <p>4 市長は、<u>第1項</u>の規定により景観づくり推進地区を指定しようとするときは、あらかじめその旨を告示し、当該地区の区域及び<u>景観づくり推進計画</u>の案を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p><u>5～6</u> (略)</p>

改正前	改正後(案)
<p><u>5</u> 市長は、前項の規定により戸田市都市景観審議会の意見を聴くときは、<u>第3項</u>の規定により提出された意見書の要旨を、戸田市都市景観審議会に提出しなければならない。</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(<u>景観づくり推進計画の策定</u>)</p> <p><u>第23条</u> 市長は、前条第1項の規定により景観づくり推進地区を指定したときは、当該地区の景観形成のための方針及び基準(<u>以下「景観づくり推進計画」という。</u>)を定めなければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の基準には、次に掲げる事項のうち当該地区の景観形成に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) <u>建築物又は工作物の規模、形態、意匠及び敷地内における位置に関する事項</u></p> <p>(2) <u>屋外広告物の位置又は形態、面積、意匠、その他表示方法に関する事項</u></p> <p>(3) <u>その他市長が必要があると認める事項</u></p> <p><u>3</u> 市長は、<u>景観づくり推進計画を定めようとするときは、説明会その他の方法により関係住民の意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>4</u> <u>前条第2項から第6項までの規定は、景観づくり推進計画の策定について準用する。この場合において、同条第2項中「区域及び景観形成の目標」とあるのは、「景観づくり推進計画」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(<u>景観づくり推進地区等の変更</u>)</p>	<p><u>7</u> 市長は、前項の規定により戸田市都市景観審議会の意見を聴くときは、<u>第5項</u>の規定により提出された意見書の要旨を、戸田市都市景観審議会に提出しなければならない。</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(<u>景観づくり推進地区等の変更</u>)</p>

改正前	改正後(案)
<p><u>第24条</u> 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>景観づくり推進地区の区域及び景観形成の目標並びに景観づくり推進計画を変更することができる。</u></p> <p>2 <u>第22条第2項から第6項までの規定は、前項の景観づくり推進地区の区域及び景観形成の目標の変更について、同条第2項から第6項まで及び前条第3項の規定は、前項の景観づくり推進計画の変更について準用する。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 景観づくり協定地区</p> <p><u>第25条</u> (略)</p> <p>(協議会による申請)</p> <p><u>第26条</u> 協議会は、景観形成を推進する必要があると認める地区を、<u>景観づくり協定地区として指定を受けようとするときは、景観づくり協定地区の区域及び景観形成の目標並びに景観づくり推進計画の案を作成し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する景観づくり推進計画は、<u>第23条第2項に規定する事項のうち、当該地区の景観形成に必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>3 協議会は、第1項の規定により景観づくり協定地区の区域及び<u>景観形成の目標並びに景観づくり推進計画の案を作成するときは、当該地区の関係住民に意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(景観づくり協定地区の指定)</p>	<p><u>第25条</u> 市長は、特に必要があると認めるときは、<u>景観づくり推進地区の区域及び景観づくり推進計画を変更することができる。</u></p> <p>2 <u>前条第3項から第8項までの規定は、前項の景観づくり推進地区の区域及び景観づくり推進計画の変更について準用する。ただし、軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 景観づくり協定地区</p> <p><u>第26条</u> (略)</p> <p>(協議会による申請)</p> <p><u>第27条</u> 協議会は、景観形成を推進する必要があると認める地区を、<u>景観づくり協定地区として指定を受けようとするときは、景観づくり協定地区の区域及び景観づくり推進計画の案を作成し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する景観づくり推進計画は、<u>第24条第2項に規定する事項のうち、当該地区の景観形成に必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>3 協議会は、第1項の規定により景観づくり協定地区の区域及び<u>景観づくり推進計画の案を作成するときは、当該地区の関係住民に意見を聴かなければならない。</u></p> <p>(景観づくり協定地区の指定)</p>

改正前	改正後(案)
<p><u>第27条</u> 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、直ちにその旨を告示し、当該地区の区域及び<u>景観形成の目標並びに景観づくり推進計画の案</u>を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(景観づくり協定地区等の変更)</p> <p><u>第28条</u> 市長は、特に必要があると認めるときは、景観づくり協定地区の区域及び<u>景観形成の目標並びに景観づくり推進計画</u>を変更することができる。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の景観づくり協定地区の区域及び<u>景観形成の目標並びに景観づくり推進計画の変更</u>について準用する。</p> <p>第4節 指定地区内の景観形成 (行為の届出)</p> <p><u>第29条</u> 景観づくり推進地区及び景観づくり協定地区（<u>景観づくり推進計画等が定められている地区に限る。</u>以下「指定地区」という。）内で次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為に係る規則で定める法令上の手続を行う日の<u>4週間前</u>（法令上の手続を要しない行為にあつては、当該行為に着手する日の<u>4週間前</u>）までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に<u>届出</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p><u>第28条</u> 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、直ちにその旨を告示し、当該地区の区域及び景観づくり推進計画の案を当該告示の日の翌日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(景観づくり協定地区等の変更)</p> <p><u>第29条</u> 市長は、特に必要があると認めるときは、景観づくり協定地区の区域及び景観づくり推進計画を変更することができる。</p> <p>2 前2条の規定は、前項の景観づくり協定地区の区域及び景観づくり推進計画の変更について準用する。</p> <p>第4節 指定地区内の景観形成 (行為の届出)</p> <p><u>第30条</u> 景観づくり推進地区及び景観づくり協定地区（以下「指定地区」という。）内で次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為に係る規則で定める法令上の手続を行う日の<u>30日前</u>（法令上の手続を要しない行為にあつては、当該行為に着手する日の<u>30日前</u>）までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に<u>届け出</u>なければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2 指定地区における前項第1号に掲げる行為について、法第1</u></p>

改正前	改正後(案)
<p><u>2</u> 市長は、<u>前項第3号</u>に規定する景観形成に影響を及ぼすおそれがあると認める行為を規則で定めるときは、あらかじめ戸田市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>3</u> 第1項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更しようとするときは、市長に<u>届出</u>しなければならない。</p> <p><u>4</u> 第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為には適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(助言及び指導)</p> <p><u>第30条</u> 市長は、前条の規定による届出があった場合において、<u>当該届出に係る行為が、当該指定地区において定められた景観づくり推進計画等に適合しないものであると認めるときは、当</u></p>	<p><u>6条第1項の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。</u></p> <p><u>3</u> 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、<u>同項の規定による届出をすることを要しない。</u>この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、<u>同項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>4</u> <u>指定地区における第1項第1号に掲げる行為について、法第16条第5項後段の規定による通知をしたときは、前項後段の規定による通知をしたものとみなす。</u></p> <p><u>5</u> 市長は、<u>第1項第3号</u>に規定する景観形成に影響を及ぼすおそれがあると認める行為を規則で定めるときは、あらかじめ戸田市都市景観審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>6</u> 第1項の規定による届出をした者は、その届出の内容を変更しようとするときは、市長に<u>届け出</u>なければならない。<u>ただし、軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p><u>7</u> 第1項及び前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する行為には適用しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(助言及び指導)</p> <p><u>第31条</u> 市長は、前条の規定による届出があった場合において、<u>景観形成を推進するために必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該指定地区の景観づくり推進計画等を明</u></p>

改正前	改正後(案)
<p>該届出をした者に対し、当該景観づくり推進計画等を明示した上で、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。</p> <p>(勧告)</p> <p><u>第31条</u> 市長は、<u>第29条第1項</u>の規定による届出をしなかつた者又は虚偽の届出をした者に対し、届出をし、又は適正な届出をするよう勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p>第6章 三軒協定による景観形成</p> <p><u>第34条～第36条</u> (略)</p> <p>(三軒協定の変更等の届出)</p> <p><u>第37条</u> 三軒協定を締結した者は、三軒協定において定めた事</p>	<p>示した上で、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。</p> <p>(勧告)</p> <p><u>第32条</u> 市長は、<u>第30条第1項</u>の規定による届出をしなかつた者又は虚偽の届出をした者に対し、届出をし、又は適正な届出をするよう勧告することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第33条</u> (略)</p> <p><u>(完了等届)</u></p> <p><u>第34条</u> <u>第30条第1項若しくは第6項の規定による届出又は同条第3項後段の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。当該届出又は通知に係る行為を中止したときも同様とする。</u></p> <p><u>2 指定地区における第30条第1項第1号に掲げる行為について、第18条の規定による届出をしたときは、前項の規定による届出をしたものとみなす。</u></p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>第6章 三軒協定による景観形成</p> <p><u>第36条～第38条</u> (略)</p> <p>(三軒協定の変更等の届出)</p> <p><u>第39条</u> 三軒協定を締結した者は、三軒協定において定めた事</p>

改正前	改正後(案)
<p>項を変更し、又は廃止したときは、市長に<u>届出しなければなら</u> <u>ない。</u></p> <p><u>第38条</u> (略)</p> <p>第7章 景観形成の普及啓発・支援</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>(助成等)</p> <p><u>第40条</u> 市長は、<u>第25条又は第36条</u>の規定により認定した 協議会等に対して、助言を行うとともにその運営に要する経費 の一部を助成することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第8章</u> 都市景観アドバイザー</p> <p><u>第41条</u> (略)</p> <p><u>第9章</u> 都市景観審議会</p> <p><u>第42条～第44条</u> (略)</p> <p><u>第10章</u> 雑則</p>	<p>項を変更し、又は廃止したときは、市長に<u>届け出なければなら</u> <u>ない。</u></p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p>第7章 景観形成の普及啓発・支援</p> <p><u>第41条</u> (略)</p> <p>(助成等)</p> <p><u>第42条</u> 市長は、<u>第26条又は第38条</u>の規定により認定した 協議会等に対して、助言を行うとともにその運営に要する経費 の一部を助成することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第8章</u> 景観協定 (<u>景観協定の認可</u>)</p> <p><u>第43条</u> 市長は、<u>法第83条第1項</u>の規定により景観協定を認 可しようとするときは、<u>あらかじめ戸田市都市景観審議会の意</u> <u>見を聴くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、法第84条第2項において準用する景観協定</u> <u>の変更の認可及び法第90条第2項の規定による一の所有者に</u> <u>よる景観協定の認可について準用する。</u></p> <p><u>第9章</u> 都市景観アドバイザー</p> <p><u>第44条</u> (略)</p> <p><u>第10章</u> 都市景観審議会</p> <p><u>第45条～第47条</u> (略)</p> <p><u>第11章</u> 雑則</p>

改正前	改正後(案)
<p>第45条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>別表 (第11条関係)</p>	<p>第48条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p><u>この条例は、令和元年7月1日から施行する。</u></p> <p>別表 (第12条関係)</p>
<p>1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 建築物の新築等であって、当該建築物の敷地面積が500平方メートル以上（高さが10メートル以下の自己用の専用住宅は除く。）であるもの</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>都計法第29条に規定する開発許可を受けた区域において、一の事業者が同時期に建築する一団の建築物</u></p>	<p>1 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 建築物の新築等であって、当該建築物の<u>開発区域（戸田市宅地開発事業等指導条例（平成28年条例第22号）第2条第7項に規定する区域をいう。）</u>の面積が500平方メートル以上（高さが10メートル以下の自己用の専用住宅は除く。）であるもの</p> <p>(4) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>